

第2編 市町村と県の役割分担・連携の在り方について

第1章 県に期待される役割

市町村の在り方とその取組の促進等のため、県には次のような役割・機能が期待される。

1 市町村との連携の強化

市町村と県はその役割とするところは異なるが、同じ地方行政を担う団体であることから、地域に関する事務・施策を十分な連携を図って行う必要がある。

地方分権一括法の施行により、国・県・市町村の関係が大きく変化したが、県においては市町村の自主性・主体性を意識しすぎるあまり、市町村と距離を置き、その結果、連携が十分に図られなかったとの声もある。

県と市町村は地方行政におけるイコールパートナーとして、地域の情報や課題を共有し、それぞれの役割分担を踏まえながら、十分な連携を図ることが求められる。

2 市町村の取組に対する連携・支援

市町村優先の原則に基づき、事務の処理や決定は住民に最も身近な行政主体である市町村が行うことが望ましく、また、市町村域をまたがる課題についても、極力市町村間の連携によって対応することが必要である。

県は、このため市町村の行う権限、財源及び人間（職員・人材）の充実・強化など団体自治強化への取組を促進・支援する機能並びに市町村間の連携した取組を支援する機能が求められる。また、市町村と県が連携して事務を処理することや、地域の実状に応じた地方自治を確立するため共同で制度・政策提案する機能が求められる。そのほか、他県等との連携を図る広域的な事務や高度な専門性が求められる事務など、市町村が行政改革の取組など最大限の努力を講じても解決不可能であったり非効率である事務を処理することが求められる。

第2章 市町村と県の連携の在り方

1 基本的考え方

県は市町村とイコールパートナーであるという認識を一層深め、市町村の最大限の努力によっても解決が困難な地域課題を共有し、それを県自らの課題であると認識し、各役割に応じ連携を深め対応していくべきである。

なお、県内においても各地域ごとに多様性があることから、それらに応じ県は柔軟に対応していくべきである。

2 県の連携に係る体制

(1) 各地域における連携体制の確立

県機関が市町村経営や地域における課題を共有し、迅速に対応するため、各地域における連携体制をさらに強化すべきである。

(2) 連携体制の内容

A 課題・情報の共有

全ての連携の端緒となる地域における課題及び情報を、市町村と県機関がまず共有すべきである。

B 窓口機能の強化

上記の課題及び情報を効果的に収集、集約するために、県における窓口機能の強化を図るべきである。

C 県機関での共有・連携

収集、集約した地域課題・情報については、県機関内においても効果的に共有するため、出先機関相互、さらには出先機関と本庁機関の連携を一層推進すべきである。

D 解決策の検討と対応

県は共有した地域課題の解決策を市町村や住民とともにプロジェクトチームやワーキンググループなどにおいて検討し、各役割に応じた連携に基づき対応すべきである。

E 出先機関の強化

地域課題の解決に迅速に対応するため、現場に近い出先機関の権限の強化を図るべきである。

3 市町村の取組に対する県の連携・支援の方策

地域の多様性に応じ、必要となる連携も多様となり、一律に連携の方策・メニューを設定することは困難であるが、市町村の在り方と取組及び県の役割を踏まえて、次のような方策を実施すべきである。

市町村の実状に応じた権限移譲

住民に身近な市町村において、福祉やまちづくりなど住民に身近なことに関する決定が可能となるよう、これまでの権限移譲の手法にとらわれず、市町村の実状に応じた権限移譲を行うべきである。

市町村と連携した制度提案

自らの自治について、より実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県によるプロジェクトチームやワーキンググループなどにおいて共同研究・提言を行うべきである。

行財政改革に対する助言等

市町村の取り組む行財政改革に対し、財政診断を始め必要な助言や情報提供をさらに行うべきである。

自主財源確保の協力

併任徴収や直接徴収など自主財源の確保等のため、県と市町村の連携を一層強化すべきである。

また、法定外税の活用などについて、助言や共同での研究を行うべきである。

人的支援

県職員及び市町村職員の能力向上のため、人事交流や職員研修等をさらに充実・強化すべきである。

また、課題に対応した柔軟な人的支援の仕組みの構築を検討すべきである。

政策法務・市町村法令解釈支援体制の充実

地域の実状に即した政策実現のための条例制定を始めとした制度立案や個別法の法令解釈などの支援を行うべきである。

広域的取組の調整等

市町村が他市町村と一部事務組合や広域連合、合併の検討を行おうとするときに、関係市町村間の調整等を行うべきである。

事務の共同処理、共同事業の実施

県と市町村が同種の事務を行っているものについて、地域の実状に合わせて、広域連合の設置など県が市町村と事務を共同で処理したり、共同で事業を実施することなどをさらに検討すべきである。

事務の受託等

市町村が最大限の努力を講じても解決不可能であったり非効率である事務について受託することをさらに検討すべきである。

市町村間及び県際地域に係る広域的調整・連携、専門性の展開

複数の市町村にまたがり市町村間の連携が困難な課題や県際地域などにおける県をまたぐ広域的課題について、市町村間や他県との調整・連携等の広域的対応を県が実施すべきである。

また、試験、研究分野など専門性の高い事務を引き続き担い、市町村や住民に成果等を展開できるような連携を図るべきである。